

岩手県告示第121号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 陸前高田市広田町字赤坂角地166、169の1から169の6まで、169の8、192の1から192の3まで、193の1、193の2、194、204、205、207の2、207の5、210の1、210の2、212、229の1、字根岬103の2、103の3、274の1、279の1、283の1から283の3まで、283の5、字集82の1・275の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、26、27、28の1から28の5まで、29、31、32、37、42の1、42の2、43の1、43の2、79の1、79の3から79の5まで、96の1、97から103まで、105、106、275の4、277の1、277の4、278の1、278の2、278の4から278の7まで、278の11から278の14まで、278の18、280の1、280の2、字久保7の1、7の4、8の1、8の2、8の4、14の1、14の2、15の1、15の2、16の1、61の1、61の2、62から64まで、65の1、65の4、227の1、227の3、228の1、228の2、231
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び陸前高田市役所に備えておいて縦覧に供する。